

	新潟市教育委員会 平成19年12月 定例会会議録			
日 時	平成19年12月20日(火) 午後2時00分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 2号棟 4階 白2-403会議室			
出席委員 (6名)	山 田 委員長	欠席委員		
	佐 藤 委 員			
	小 池 委 員			
	田 中 委 員			
	高 山 委 員			
	佐 藤 教育長			
会議に出席 した職員 (19名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	西 山 耕 一	生涯学習課長	玉 木 一 彦
	教 育 次 長	長 谷 川 裕 一	中央公民館長	三 保 恵 美 子
	教 育 次 長	田 中 純 夫	教 職 員 課 長	川 端 弘 実
	教 育 政 策 監	手 島 勇 平	学 校 支 援 課 長	中 山 真
	事 務 局 参 事	大 科 俊 夫	地域と学校ふれあい推進課長	梅 津 玲 子
	中央図書館長	八 木 秀 夫	スポーツ振興課長	高 井 琢 平
	教育総務課長	斉 藤 仁		
	学 務 課 長	遠 藤 良 二	教育総務課長補佐	吉 崎 熊 勝
	施 設 課 長	神 田 健 一	教育総務課総務企画係長	岩 本 正 雄
	保健給食課長	和 田 圭 央	教育総務課主査	山 際 幸 太
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 2 時 0 5 分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 ( 3 件 )	議案番号	件 名
	議案第 2 4 号	平成 1 9 年 1 2 月議会追加議案に係る教育長の専決 処理について ( 1 ) 平成 1 9 年度一般会計補正予算について ( 2 ) 新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例 の一部改正について
	議案第 2 5 号	平成 2 0 年度全国学力・学習状況調査について
	議案第 2 6 号	新潟市体育施設条例施行規則の一部改正について
報告 ( 1 件 )	記 号	件 名
		教職員評価検討委員会について
その他 ( 件 )	記 号	件 名

## 第1 開会宣言

委員長 午後2時05分開会を宣言する。

## 第2 会議録署名委員の指名

委員長 佐藤，小池両委員を指名。

## 第3 付議事件

委員長 議案第24号について説明をお願いします。

教育総務課長

平成19年度一般会計補正予算についてですが，内容は職員の給与改定に伴う人件費補正です。そのうち教育職員につきましては，次の新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の改正により補正を行うものでありますので，先に条例改正のほうをご説明したいと思います。

教職員課長

議案第24号(2)新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例の一部改正についてご説明いたします。2ページの例規案要綱をご覧ください。改正理由ですが新潟市人事委員会勧告により教育職俸給表の改正を行うものであります。勧告の内容は，職員給与が民間給与を0.15%，542円下回るものであります。主なものは3点で，(1)初任給中心に若年層に限定した俸給月額を引き上げる，(2)子等に係る扶養手当を6,000円から500円引き上げて6,500円とする，(3)期末勤勉手当は，民間の支給割合と概ね均衡しているために改定しないことであります。次に新潟市教育職員の給与及び休暇に関する条例にかかる市人事委員会勧告の内容ですが，市立高等学校の教育職員に適用される俸給表(1)については，新潟県の改定に準じて改定すること，これは高等学校の教育職員の任用の事情である県からの割愛であるということ踏まえての勧告となっております。市立幼稚園の教育職員に適用される教育職員俸給表(2)については，勧告の別記第2の表のとおり改定することとなっております。実施時期は，平成19年4月1日から遡及適用することとなっております。次に条例の改正内容です

が、3ページの新旧対照表をお開きください。初任給中心に若年層に限定した俸給月額引き上げを行うものです。教育職俸給表(1)ですが、新潟県の改正内容に準じて改正しています。職務の級は1級が講師、2級が教諭です。下線が引いてある1級1号俸から64号俸まで、2級1号俸から44号俸までが記載の金額に改正されております。参考に引上げ額が最も大きい号俸は、1級では18号俸から45号俸までの2,200円、2級では1号俸から25号俸まで2,300円の引上げとなっております。3級は教頭、4級は校長の職務の級であるため改正はありません。次に5ページをお開きください。教育職俸給表(2)ですが、1級は講師、2級は教諭及び教頭の職務の級です。下線の部分、1級が1号俸から64号俸まで、2級が1号俸から56号俸までが記載の金額に改正されています。参考までに引上げ額が最も大きい号俸は、1級では18号俸から45号俸まで2,200円、2級では13号俸から37号俸まで2,300円の引上げとなっております。3級は園長及び教頭の職務の級であります。下位の級とのバランスをとる必要から1号俸から4号俸まで200円を引き上げています。4級は園長の職務の級であるため改正はありません。なお、扶養手当については、新潟市給与条例を準用していることから新潟市給与条例の規定によることとなります。先ほども申し上げましたが、教育職俸給表(1)・(2)とも平成19年4月1日に遡及して適用することとしております。以上で説明を終わります。

#### 教育総務課長

(1)平成19年度一般会計補正予算について説明いたします。内容は人件費補正に関するもので、教育職員分も含め複数課にわたり内容が重複しますので教育総務課が一括してご説明いたします。今年度の人件費補正の内容は新潟市人事委員会勧告に基づく職員の給与改定、職員の増減や異動等によるものであります。給与改定の概要についてご説明いたします。職員給与が民間給与を下回ったことを踏まえ、初任給を中心に若年層に限定した引上げを行い、あわせて子等に係る扶養手当の引上げを行うものです。一般行政の事務職に関する一般職俸給表ですが、0.07%改定し、その他の俸給表もこれとの均衡を基本に引上げを行うものです。教育職俸給表の改定につきましても先ほど川端課長が説明しましたとおり若年層に限定した引上げを行うものです。また、子等の配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当を原則として6,000円から6,500円に引き上げるも

のです。補正予算額についてご説明いたします。議案書の1ページの平成19年度人件費関係補正をご覧ください。教育委員会での補正予算額は、教育委員会合計の補正計上額欄に記載されています212,707,000円の増額となっております。そのうち給与改定による増額分が10,082,000円、職員の増減や異動等による調整分、退職者の増減等による分が202,625,000円となっております。職員手当等が239,533,000円と大きく増額となっておりますが、これは希望退職者の増による退職手当の297,375,000円の増額補正によるものです。なお、この12月市議会追加議案につきましては、教育委員会会議に議案として提案することが不可能であったことから教育長の専決処理とさせていただきます。説明は以上でございます。

**委員長**

質問等ございますでしょうか。

**佐藤委員**

参考までに、民間給与というのはどれを基準としているのかということと、どういう手当があるのかということをお聞かせください。

**教育総務課長**

民間給与は、事業所規模50人以上の430事業所から95の事業所を無作為に抽出して本年4月分の給与等について調査したということです。どんな手当があるかということについては、資料がございません。

**高山委員**

希望退職は、どのくらいの増があったのですか。

**教育総務課長**

当初予算では教育職員も含めて42人を見込んでおりました。定年退職も含めてです。それが90人ということで48人が増となります。

**高山委員**

増の理由は何ですか。

**教職員課長**

教育関係職員ですが、まず、本人の健康がございます。それから結婚、介護等の家庭事情、大きく分けてこの3つです。

**高山委員**

それは毎年あることでしょうか。

**教職員課長**

毎年あることですが、予定よりも少し増えたということです。

佐藤委員	女性のほうが多かったのですか。
教職員課長	性別で分けていませんので。
高山委員	健康の理由のなかで、精神疾患はどうですか。
教職員課長	精神疾患もあります。
高山委員	それが増えているということは言えますか。
教職員課長	退職だけを見るとその傾向はつかめておりません。
教育総務課長	教員以外は詳しく退職理由を把握しておりませんが、合併地区の現業職員の数がかなり多くなっております。
委員長	それでは承認してよろしいでしょうか。 次に議案第25号について説明をお願いします。
学校支援課長	平成20年度全国学力・学習状況調査についてですが、資料が10ページからになります。これは文部科学省のほうからの通知です。これと別に当日配布しました資料をもとに説明させていただきます。これまで教育委員の皆様からは2回にわたって全国学力調査について協議をしていただき、ありがとうございました。新潟市教育ビジョンでは、「確かな学力の向上」を掲げておりまして、「基礎・基本を確実に身に付け、思考力・判断力・表現力などを培う教育」を一層推進することが求められております。各学校では施策の実現に向けて学力の向上に向けた取組を進めております。全国学力・学習状況調査は、その目的の1つに教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することとしております。現在、新潟市検証改善委員会においてテスト結果の分析・考察を行っておりますが、この改善のポイントを示していくとしております。また、各学校が児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒の教育指導や学習状況の改善に役立てるということも目的としております。各学校では自校の調査結果を基に児童生徒の学力、学習

状況を把握し、自校の学習指導の成果と課題を明らかにするとともに、指導の改善や保護者・地域との連携なども視野に入れた取組に努めます。このように全国学力・学習状況調査の目的が新潟市の「確かな学力の向上」の取組と深くかかわっておりますし、この調査が基礎的な知識、技能を測るA問題に加えて、活用する力を測るB問題の調査内容があり、新潟市の児童生徒の学力の高まりを全国レベルで把握できる貴重な調査であると考えています。事務局の原案としましては、全国学力・学習状況調査に参加する方向で検討をお願いしたいと考えております。なお、今まで新潟市が小学校5・6年生、中学校2・3年生を対象に3分の1ずつの学校で3年間実施してきました学力調査ですが、来年度から全ての小学校5年生4教科、中学校2年生5教科で実施できるよう検討をしていきます。これによって小学校5年生と中学校2年生で新潟市が実施する学力調査による学力向上の把握、学習指導の改善、それを小学校6年生と中学校3年生を対象とした全国学力・学習状況調査につなげて、教育指導の改善につなげていきたいと考えております。それと今年度の調査ですが、小学校6年生の調査におきまして解答用紙に個人の氏名を記入させるということになりましたが、来年度参加をする場合は、氏名のかわりに個人番号を使用するかたちにしていきたいと思っております。また、学習状況調査の中に家の人に関する調査があります。これは個人情報の間接取得ということに関してきますので、保護者の同意を得るということも含めて法制課の指導・助言をもとに進めていきたいと考えております。以上で説明を終わります。

**委員長**

全国学力・学習状況調査について新潟市は参加する方向で考えたいと、また、これまで市で行っていた学力調査については、小学校5年生、中学校2年生を対象として進めたいというという事務局案ですが、何かご質問等ございますでしょうか。学校支援課長からも話がありましたが、私たち委員もこれまで何回かこの学力向上問題については話を進めてきました。テスト結果もそうですが、それ以外についても話し合ってきたところです。市長との懇談のときも1つのテーマになってきたわけですが、学力テストの実施についてご意見・ご質問いかがでしょうか。

**佐藤委員**

5年生、6年生と体系的に学力を測る調査をしていくことは有

	<p>効だと思えますし、大いに活用していただきたいと思えます。個人名から個人番号に変えるということですが、この個人番号は、どういうふうにして付けていくのですか。その個人番号と個人名をどの段階で一致させていくかというのはシステムの的に確立されているのですか。</p>
<p>学校支援課長</p>	<p>中学校の3年生につきましては、個人番号というかたちをとりましたので、同じように個人番号と個人名が対照できるようなかたちで解答用紙には番号を記載するものです。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>解答用紙に個人名を書かずに番号を記入させるわけですね。個人名と個人番号を照合しないと誰のものか特定できないわけですね、解答用紙を見ただけでは。指導する先生に誰のものかお知らせしなければならないわけですね。その符合させるものがデータベース上に出てこないと分からないわけですね。個人情報保護のために個人名を入れないということだと思っておりますが、その個人番号をどうやって付けていくというのは、もう決められているのですか。</p>
<p>学校支援課長</p>	<p>番号については学校のほうで番号と個人名が対照できるようにしております。</p>
<p>高山委員</p>	<p>この全国学力テストについては、3年に1回くらいでいいという意見が結構あるわけですね。新潟市としては連続して参加するんだという理由をもう少しはっきり説明しておいたほうがいいと思っております。</p>
<p>学校支援課長</p>	<p>全国学力・学習状況調査につきましては、自校の状況がどうであるか、成果と課題を把握してそれを改善サイクルにつなげていくということで、今年度行った調査結果を基にしながら次年度の改善を進めていきたいと考えております。</p>
<p>委員長</p>	<p>9月に結果を出すと、今年は10月でしたが、そのことについて全国から文部科学省のほうへ要望等があがっていないのですか。あるいは、これを早めるような手だてをうっていないのですか。</p>
<p>学校支援課長</p>	<p>今回は10月の後半にずれこんだということで、早めに結果が</p>

出るように文部科学省のほうに話をしております。

**委員長**

新潟市で検証委員会を設けて2月下旬までに今回の結果について検証，検討していくということですが，来年度もこの調査が行われるたびに検証委員会が設けられ，何らかの結果を報告してくるわけでしょうか。

**学校支援課長**

今年度と同様に進めていくこととなります。

**委員長**

そうすると，調査はするけれど調査対象のメリットが何もない，全体の傾向はよく分かってくるわけですが実際に調査を受けた子どもたちに何かメリットになることがあるのかどうか，こういう論議があったかと思います。新潟市も今回は検証結果が大変遅く出てくるということですので，そのメリットは非常に少ないという感じがするのですが，来年度もしこの調査をするならもっと早めて検証結果を出していきたいという見込みはあるのですか。

**学校支援課長**

今年度のノウハウがありますので，次年度はできるだけ早めに結果を出せるようにしていきたいと思います。

**委員長**

ここが早くならないとやっても意味ないじゃないかとなりかねないという気がしますのでよろしくお願いします。

**高山委員**

今回の結果を見ますと検証委員会の結果を待つまでもなく基礎に比べて応用力，活用力が落ちていることがはっきり出ているわけです。これは全国も県も新潟市も同じです。応用力や活用力を高めていくために今後新潟市教育委員会としても何らかの手を打っていかねばいけないと思います。この点について何かお考えはありますか。

**学校支援課長**

今回，学校教育実践上の努力点を改定しました。思考力・表現力・判断力の改善につきましては重要なことと考えておりますし，学校訪問で授業に対する指導のときにもそのような視点で行っております。今後とも思考力・表現力・判断力つけることができるような授業に対する支援を行っていきたくて考えております。

委員長	1月の末でしょうか、センターでシンポジウムかなにかありましたですね。あれは応用力等を育てる授業を公開して見せるということですか。
学校支援課長	研究主任を集めまして、指導主事が授業提案を行うようなかたちで思考力・表現力・判断力がつくような指導の実践をするというものです。
高山委員	序列化を招かないということを言われましたし、文部科学省のほうもそう考えているということで、先ほど話のありました名前ではなく番号制にするというのもそのひとつだろうと思います。例えば情報開示についての歯止め、文部科学省からの通知には書いてありますが、情報開示が請求されたらどう対処するのか説明をお願いします。
学校支援課長	新潟市の情報公開条例の中で、情報公開の除外規定がありまして、市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものということで、具体的には学校間の序列化や過度の競争につながって文部科学省の実施する学力テストが実施できないような状況になる可能性があり事業の遂行に支障をきたすということで、公開しないことができます。
高山委員	情報開示の請求が出た場合は、それを根拠として開示しないということによろしいわけですか。
学校支援課長	はい。
高山委員	犬山市が全国学力テストに不参加ということがありましたが、来年度の参加の状況について何か情報がありますでしょうか。
学校支援課長	犬山市の状況については把握していませんが、政令市では実施すると明言しているところはいくつかあります。方向としては全ての政令市で実施する方向で動いているという状況です。
委員長	事務局提案の全国学力調査に参加すると、市独自でやってきた

ものについては、小学校5年生、中学校2年生を対象としていくということですが、よろしいでしょうか。

**高山委員**

提案に異議はありませんが、来年度も全国学力テストに参加するということについて、現場の校長の中にはやはり反対の声も少なからずあると聞いています。ですから今日の結論を現場の納得が十分に得られるように校長会などを通じてよく説明して、理解してもらうという努力をお願いします。

**委員長**

今のことは大事なことです。せっかくやっても現場のほうがよく理解していなければ結果を活かせるわけがないので、ぜひ現場とよく話し合ったうえ理解してもらって進めていただきたいと思います。

それでは議案第25号を承認します。

続いて議案第26号について説明をお願いします。

**スポーツ振興課長**

議案第26号 新潟市体育施設条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。20ページをお開きください。今回の改正の概要につきましては、体育施設の利用について公共施設予約システムにより申請することができるようにするため、利用許可申請書等に関する規定にシステムを利用する場合の特例を設けるもので、公共施設予約システムを利用することによって、パソコン若しくは携帯電話から24時間いつでも予約可能になるということで、平成20年2月利用分から空館情報を含めて、本格稼働する予定で進めております。また、字句の訂正ということで「者」を「もの」に、「取消し」を「取止め」に改めるものであります。施行期日は、公布の日からになります。詳しくは新旧対照表によりご説明します。第2条関係ですが、2行目の「者」を「もの」に改め、ただし書は、新潟市公共予約システムの利用に関する規則に規定するシステムを利用する場合は、この限りではないとして、システムの中で手続きをするものになります。第3条は同じように「者」を「もの」に改めるというもので、第4条は別記様式を3号から6号まで定めているものを表で明示するとともに、予約システム利用によるただし書を加えるものです。21ページですが、第5条では「者」を「もの」に改め、予約システムに係るただし書を加えるものです。第6条は「取消し」を「取止め」に改め、ただし書を加えるということで、今回改正するものです。

## 委員長

新潟市の体育施設について予約システムを利用した場合ということでの変更と字句の訂正がありました。

よろしいでしょうか。それでは承認いたします。

以上で付議事件が終わりますので報告に入ります。教職員評価検討委員会について説明願います。

## 第4 報 告

### 教職員課長

第4回教職員評価検討委員会について報告いたします。事前送付させていただきました資料3の4ページをお開きください。この会議は12月17日に行いました。協議内容ですが、この目標設定シートは試案というかたちで委員長と事務局で相談して委員長提案として出したものです。議論の半分以上がこれについてでした。主な意見は、県のシートに比べてすっきりしていて分かりやすく、今までの議論が踏まえられた内容になっているのではないかということ、2つ目は、シートの中に前期・後期となっていて、これは中間評価をするのではなくて前期で1度終って、後期にまた新たなものという考えで提案したのですが、全体としては通年のシートにしたほうがよいのではないか、中間評価というかたちにしたほうがよいのではないかということでした。3つ目としては県のシートの記入例は、非常に内容を多く盛り込みすぎているために、何をどう書いていいのか分からないという状況があるので、できるだけ簡潔な記入例を例示したほうがよいのではないかということでした。4つめは、このシートの特色は実は新潟市の教育委員会でも市長部局でも行っているのですが、表の中にウエイトというのがあります。例えば左側の学習指導から研修までを全体100とするならば何%くらいの力点を置いて自分が取り組むんだということを書けるようなウエイトという項目が設けられています。ウエイトについては色々な意見が出まして、何%というかたちで数値化するのではなく何に力をいれて取り組むということが分かればよいのではないか、例えば「 」や「 」, 順序付けの1・2・3でもよいのではないかという意見がありました。また、目標項目の中でも自己研修、地域・保護者との連携という項目については、ウエイトというのはいらないのではないかという意見もありました。この目標設定シートの特色は、左側の目標項目のところに努力レベルというものがありますが、それぞれがたてた目標が自分にとって難しい目標なのか、標準的な

のか、軽易なものなのかということでA・B・Cという目標設定の難易度を書くようになっていきます。それから右側の目標達成度がA・B・Cとなっていますが、努力レベルと達成度を相関表にしなが、例えば難しい目標設定が仮に思うようにできなかったとしてもそのプロセスの中である程度評価を与える必要があるのではないかという議論の中で、この努力レベルと目標達成度というものが出てきております。続きまして評価シートについてですが、9ページをご覧ください。評価シートについては、先ほどの目標設定シートと直接項目的に結びついています。これについての意見は、まず全体的な意見としては、総合評価をつける必要があるのかどうかという議論が出ました。総合評価をつけるということは、これが将来的には処遇に関ってくるので総合評価をつけなくて、どの部分が良くてどの部分が思うようにいけないというレベルで留まってもいいのではないかという意見が出ました。それに対して、総合評価と処遇という結びつけで全て考えるのではなくて、総合評価といっても総合的な結果と考えていけばよいのではないかという意見がありました。全体としては総合結果という意味合いで全体的にどのくらいのことができたのかということで、総合評価の欄を残してもいいのではないかとということで話が進んでいます。2つ目として一人一人の教員の取組を多面的に把握して、それを総合評価に反映させる必要がある、その際に明確な評価基準がどのように示されるかが大きなポイントになってくるのではないかとことです。それからこの評価シートのままでいくと、実績評価が中心となっていますので、一人一人の能力開発型の人事評価を目指すならば、例えば能力評価とか意欲評価というものをしっかり入れることによって、実績評価だけでないほうがよいのではないかとというのが全体的な意見でした。目標設定シートは一部変更くらいですが、評価シートはもう一度全面的に考え直すという方向で進めております。それから優秀教員の表彰の具体的な進め方については、次回に議論を深めていくことになりました。当初この教職員評価検討委員会は、5回で終る予定だったのですが、非常に議論が活発であるということで、1回増やして1月下旬に第5回を、2月末か3月はじめに第6回を開く方向で進めております。以上です。

**委員長**

大変熱心に検討くださっているようですが、第6回目が終ると結論が出るわけですね。

教職員課長	5 回目が終わった段階で素案をまとめまして、パブリックコメントを求めるといことでホームページに公開して、修正をかけて第 6 回目でまとめ、年度末に検討委員会の結果をいただいて、評価シートや目標設定シートを学校現場に説明して平成 20 年度施行します。
委員長	ご質問・ご意見ございますでしょうか。
高山委員	再度確認しますが、目的は何ですか。
教職員課長	一人一人の教職員の資質をいかにプラスの方向にもっていくか、それをきっかけにして学校教育の活性化を図りたいということが目的です。
高山委員	処遇には反映されないのですね。
教職員課長	県費負担教職員ですので、給与等の金銭的なところへの処遇は考えておりません。ただ、一人一人の取組や持ち味が出てきますので、それが公務分掌、いわゆる校内での役割ですとか人事異動等に何らかのかたちで反映されることがあります。
高山委員	結果主義に陥るおそれがあるというお話しがありましたが、本来持っている能力とか意欲とかがこのシートでは伝わってこないというご意見ですね。そうすると本来持っている能力や意欲をどうやって測るかということがこの委員会での課題となるわけですか。
教職員課長	それをどういったかたちで評価していくかということは難しいことだと思います。基本的には最初と中間と最後が管理職、評価者との間で面談をしてお互いの取組や具体的な方策等についてキャッチボールをするわけですので、それと普段の取組を見ますので、何をもちいて基準を作っていくか本当に難しいなという議論がありました。
高山委員	能力と意欲があれば結果が出てくるのではないかと思うのですが。

<b>教職員課長</b>	先ほど目標設定シートの努力レベルとありましたが、例えば低い目標設定をして、それが実現できたとしても、中間の標準的な評価にしかならない。高い目標設定をしたんだけども成果としては半分くらいしかあがらなかった、それと低い目標を掲げてある程度達成した人とどちらをどう見るのかというあたりの議論もしたところです。
<b>高山委員</b>	そうすると目標設定について、まず自分がやってそれを管理者がそれを見て目標が低すぎるということを言えるシステムなのですか。
<b>教職員課長</b>	はい、お互いにコミュニケーションをとりながらやっていくことになります。
<b>佐藤委員</b>	仕事に向いていない、それを他の方向に指導するというここではないわけですね。それはどういうふにしていこう予定ですか。
<b>教職員課長</b>	教職員評価という中で思うように自分の力を発揮できない、支援を要する教職員がいた場合には何を目標にしてどう進んでいくのかということは、管理職・評価者との面談、目標設定、具体的な対策がありますが、当然それは私たち管理主事のところに情報があがってきますので、私たちも年1回管理主事訪問をしますので、その中で具体的に情報の把握をする、実際に授業を見る、不十分であればサポート研修するという流れに入ってきます。逆に自分の力を思う存分発揮して、どんどん能力を開発している人がいれば、それは例えばマイスター養成塾に推薦してもらったりということになります。
<b>委員長</b>	目標設定シートと評価シートとありますが、県のものもこのようなものですか。
<b>教職員課長</b>	資料2のほうに3ページになりますが、これが県の自己申告シートで、7ページが県の評価シートになります。
<b>高山委員</b>	目標設定シートですが、目標項目の学習指導で、例えば小学校の先生の場合、どんなことを書くわけですか。

**教職員課長** 実にご指摘の点について、何を書くのかという議論が委員会でありました。委員に現場の小学校の先生、中学校の先生、校長先生がおられるので、次回までに作ってきてということで、そうすると何を書くかというイメージがもっと湧いてくるので、委員長から宿題が出されました。

**高山委員** ウエイトの欄はいらぬような気がするのですが。

**山田委員** これは「 」、 「 」だとかという程度で捉えるのですか。

**教職員課長** 委員長提案は数値です。「 」、 「 」、 1・2・3くらいで表して、本当に自分が力点を置きたいものが分かればいいのではないかというのが全体的な意見でした。

**委員長** よろしいでしょうか。それでは報告を終わります。

#### 第5 次回日程

**委員長** 次回の日程について説明を求めます。

**教育総務課長** 1月定例会は、1月18日（金）午後3時から、2月定例会は2月15日（金）午後2時からでお願いしたい。

**全委員** 全員異議なく了承する。

#### 第6 閉会宣言

**委員長** 午後3時10分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員